

2025年2月28日

会 社 名 株式会社モンスターラボホールディングス

代表者名 代表取締役社長 鮄川 宏樹

(コード:5255、グロース市場)

問合せ先 CFO 鈴木 澄人

(TEL. 03-4455-7243)

## 監査等委員会設置会社への移行等に伴う商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、2025年3月27日開催予定の第19期定時株主総会における承認を条件として、下記のとおり、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、2025年2月7日付の「完全子会社の吸収合併(簡易合併・略式合併)に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社完全子会社である株式会社モンスターラボ及び株式会社モンスターラボミュージックを消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」)を行うことを決議し、本吸収合併に係る吸収合併契約を締結しているところ、監査等委員会設置会社への移行及び本吸収合併の実施に伴い、商号変更及び定款の一部変更について当社第19期定時株主総会へ付議することを決議しましたので、併せてお知らせいたします。

ただし、当社を存続会社、当社完全子会社である株式会社モンスターラボを消滅会社とする吸収合併については本日付の「(開示事項の変更) 完全子会社の吸収合併(簡易合併・略式合併)の効力発生日の延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、効力発生日を2025年10月1日へ延期しております。これに伴い、当社と商号を重複することがないよう、株式会社モンスターラボでも商号変更を行う事を検討しております。こちらは決定次第、開示いたします。

記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

#### (1)移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行うことで、より透明性の高い経営を実現し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図り、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指します。

### (2)移行の時期

2025年3月27日開催予定の当社第19期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

### 2. 商号の変更について

#### (1) 商号変更の理由

当社は、グローバルに広がる子会社を効率的に管理することを目的にホールディングス体制をとっておりましたが、2024年11月14日に公表いたしました「2024年12月期第3四半期決算短信[IFRS](連結)」にてお知らせしておりますとおり、抜本的なグループ構造改革による海外拠点における人員の最適化やオフィス縮小等を実現し、グループ構造がシンプルになったことから、現体制を継続する必要性が薄まっております。

管理体制の効率化を図り、日本国内において事業を運営する株式会社モンスターラボ及び株式会社 モンスターラボミュージックを吸収合併することに伴って、その実態に合わせて商号変更を行うも のです。

## (2) 新商号(英語表記)

株式会社モンスターラボ (Monstarlab Inc.)

### (3) 変更予定日

2025年3月27日

※本商号変更は、2025 年 3 月 27 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会において商号変更に係る定款の一部変更が承認されることが条件となります。

### 3. 定款の一部変更について

### (1)変更の理由

- ① 委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・ 監督を行うことで、より透明性の高い経営を実現し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実 を図るとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化 を図り、国内外のステークホルダーの期待により応えうる体制の構築を目指すため、2025 年 3月27日開催予定の当社第19期定時株主総会の承認を条件として、監査役設置会社から監 査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社 への移行に必要な、監査等委員会及び監査委員に関する定めの新設並びに監査役及び監査役 会に関する定めの削除、取締役や取締役会に関する定めの変更を行うものであります。
- ② 本吸収合併を実施することに伴い、新しい商号に変更を行うとともに、第2条に新たな事業内 容を追加するものであります。
- ③ 取締役会による資本政策及び配当政策の機動的な遂行が可能となるよう、剰余金の配当等の 決定機関に関する定めの新設及び剰余金の配当の基準日に関する定めの変更をし、併せて内 容が重複する自己株式の取得及び中間配当に関する定めの削除を行うものであります。

④ その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

# (2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

第3章 株 主 総 会

す。)

第3章 株 主 総 会

	(下線は変更部分を示しております
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当会社は株式会社モンスターラボ <u>ホ</u> <u>ールディングス</u> と称し、英文では Monstarlab <u>Holding</u> Inc. と表示する。	第1条 当会社は株式会社モンスターラボと 称し、英文ではMonstarlab Inc. と表示す る。
(目 的) 第2条 当会社は下記の事業を営むことを目 的とする。	(目 的) 第2条 当会社は下記の事業を営むことを目 的とする。
1. ~9. (条文省略)	1. ~9. (現行どおり)
(新 設)	10. コンサート、イベント等の企画、主催 及びチケットの販売
<u>10.</u> 前各号に付帯する一切の事業	11. 前各号に付帯する一切の事業
<ul> <li>(機 関)</li> <li>第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</li> <li>(1) (条文省略)</li> <li>(2) 監査役</li> <li>(3) 監査役会</li> <li>(4) 会計監査人</li> </ul>	(機 関) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (現行どおり) (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3)</u> 会計監査人
第2章 株 式	第2章 株 式
(自己株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の決議によって市場取 引等により自己の株式を取得することがで きる。	(削 除)
(単元株式数) <u>第8条</u> (条文省略)	(単元株式数) <u>第7条</u> (現行どおり)
(単元未満株主の権利制限) 第 <u>9条</u> (条文省略)	(単元未満株主の権利制限) 第8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) <u>第10条</u> (条文省略) 2・3 (条文省略)	(株主名簿管理人) <u>第9条</u> (現行どおり) 2・3 (現行どおり)
(株式取扱規程) <u>第11条</u> (条文省略)	(株式取扱規程) <u>第10条</u> (現行どおり)

(招集)

<u>第12条</u> (条文省略) 2 (条文省略)

(定時株主総会の基準日) 第13条 (条文省略)

(招集権者及び議長) 第14条 (条文省略) 2 (条文省略)

(電子提供措置等) 第15条 (条文省略) 2 (条文省略)

(決議の方法)

 第16条
 (条文省略)

 2
 (条文省略)

(議決権の代理行使) 第17条 2 (条文省略)

(株主総会の議事録) <u>第18条</u> (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条<br/>(新<br/>設)(条文省略)

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2·3 (条文省略) (新 設)

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(招集)

<u>第11条</u> (現行どおり) 2 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日) 第12条 (現行どおり)

(招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり) 2 (現行どおり)

(電子提供措置等) 第14条 (現行どおり) 2 (現行どおり)

(決議の方法) <u>第15条</u> (現行どおり) 2 (現行どおり)

(議決権の代理行使) 第16条 2 (現行どおり) 2 (現行どおり)

(株主総会の議事録) 第17条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 (現行どおり)

2 前項の取締役のうち、監査等委員である 取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において、監査 等委員である取締役とそれ以外の取締役と を区別して選任する。

2・3 (現行どおり)

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に 係る決議の効力は、選任後2年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第20条 取締役 (監査等委員であるものを除 く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。

(新 設)

(新 設)

### (代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表 取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、CEO、COOまたはCFO並びにこれらに準じたその役割に応じた呼称の役付取締役を選定することができる。

(新 設)

### (取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発す る。ただし、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。
  - 2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があると きは、招集の手続を経ないで取締役会を開 催することができる。

## (取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令に定める事 項については、これを議事録に記載または 記録し、出席した取締役及び監査役がこれ に記名押印または電子署名する。

## (報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)

- 3 補欠又は増員で選任された取締役(監査 等委員である取締役を除く。)の任期 は、前任取締役又は他の在任取締役の任 期の満了すべき時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監 査等委員である取締役の任期の満了する 時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締</u> 役(監査等委員である取締役を除く。)の中 から代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の 中から、取締役会長、取締役社長、取締 役副社長、専務取締役、常務取締役、C EO、COOまたはCFO並びにこれら に準じたその役割に応じた呼称の役付取 締役を選定することができる。

### (重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって重 要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項 を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に 委任することができる。

### (取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。
  - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで取締役会を開催することが できる。

#### (取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令に定める事 項については、これを議事録に記載または 記録し、出席した取締役がこれに記名押印 または電子署名する。

## (報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### (員 数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

### (選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
  - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって、<u>監</u> 査役の中から常勤の監査役を選定する。

## (監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
  - 2 <u>監査役会は、監査役</u>の全員の同意がある ときは、招集の手続を経ることなく開催 することができる。

#### (監査役会の決議の方法)

第35条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。

#### (監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

### (常勤監査等委員)

第30条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって、<u>監査等委員</u>の中から常勤の<u>監査等委員</u>を 選定する<u>ことができる</u>。

## (監査等委員会の招集通知)

- 第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査</u> <u>等委員</u>に対し、会日の3日前までに発す る。ただし、緊急の場合には、この期間を 短縮することができる。
  - 2 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段 の定めがある場合を除き、監査等委員の過 半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の 要領及びその結果並びにその他法令で定め る事項は議事録に記載または記録し、出席 した監査等委員がこれに記名押印または電 子署名する。 (監査役会規則)

第37条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令また は本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>に おいて定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、監査役との間に、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令が規定 する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 (条文省略)

(任期)

<u>第41条</u> (条文省略)

2 (条文省略)

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 (条文省略)

(新 設)

(剰余金の配当の基準日) <u>第44条</u> (条文省略)

(新 設)

(監査等委員会規程)

第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令 または本定款に定めるもののほか、<u>監査等</u> <u>委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u>規程に よる。

(削 除)

(削 除)

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 (現行どおり)

(任期)

第36条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について、法 令に別段の定めのある場合を除き、株主総 会の決議によらず取締役会の決議によって 定めることができる。
  - 2 当会社は、剰余金の配当を行う場合、当 会社の財務状況及び今後の事業計画を考 慮し、株主の利益を最優先にするものと する。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 (現行どおり)

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30 日とする。 <u>2</u> <u>前項</u>のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によっ て、毎年6月30日を基準日として、中間配当 をすることができる。

(配当の除斥期間) <u>第46条</u> (条文省略) 2 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

3 当会社は、前2項のほか、基準日を定めて 剰余金の配当をすることができる。

(削 除)

(配当の除斥期間) 第41条 (現行どおり) 2 (現行どおり)

#### 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 第19期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)の行為に関す る会社法第423条第1項の損害賠償責任を限 定する契約については、同定時株主総会の 決議による変更前の定款第39条第2項の定め るところによる。

(商号及び目的に関する経過措置)

第3条 現行定款第1条(商号)の変更は、第 19期定時株主総会に付議され第8号議案「モンスターラボミュージック社との合併契約 承認の件」が原案どおり承認可決され、当 該合併の効力が発生することを条件として その効力を生ずるものとし、本条は2025年 10月1日をもってこれを削除する。

第4条 現行定款第2条(目的)の変更は、第 19期定時株主総会に付議される第9号議案 「モンスターラボ社との合併契約承認の 件」が原案どおり承認可決され、当該合併 の効力が発生することを条件としてその効 力を生ずるものとし、本条は2025年4月1日 をもってこれを削除する。

## (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 3 月 27 日 (予定) 定款変更の効力発生日 2025 年 3 月 27 日 (予定)

# 3. 役員候補者

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員候補者等につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社 移行に伴う取締役候補者の選任に関するお知らせ」にてお知らせします。

以上